

日本気象学会第10期役員 選挙告示

現在の役員は、昭和33年5月で、2年の任期が満了となりますので、定数に従い、次の要領で次期役員選挙を行います。

1. 選出する役員

- 常任理事 13名
- 地方理事 7名 (北海道地区、東北地区、九州地区は各1名、関東地区、関西地区は各2名)
- 監事 2名

2. 立候補および候補者推薦の届出

イ. 候補者の資格

昭和33年3月1日現在の通常会員

ロ. 届出方法

自ら立候補する者は、候補者住所氏名、生年月日、所属機関、種類別(常任理事、地方理事、監事の別)を記入捺印の上、また候補者を推薦する者は、上記各項を明記した推薦状に候補者の承諾書を添え、期日内に選挙管理委員会に到着するように届出ること。郵送するときは、封筒の表に、「立候補届」または「候補者推薦届」と朱書すること。

ハ. 届出締切

昭和33年3月31日までに選挙管理委員会に必着のこと。

ニ. 宛名

東京都千代田区大手町 気象庁測器課気付
日本気象学会選挙管理委員会。

ホ. 候補者の資格審査

選挙管理委員会は前項に従って届出された立候補者および推薦候補者の資格審査を昭和33年4月1日に行います。

3. 投票

イ. 有権者資格

昭和33年3月1日現在の通常会員

ロ. 候補者名簿および投票用紙

昭和33年4月下旬にこれらを送付しますから4月末日までに到着しないときには、直ちに選挙管理委員会に申し出て下さい。

ハ. 投票期日および場所

投票用紙を受けとつた日から、昭和33年5月17日までに選挙管理委員会に到着のこと。ただし、日本気象学会年会開催中は会場でも投票できます。

ニ. 投票方法

常任理事、地方理事、監事別に連記無記名文書投票(方法の詳細は投票用紙と共に送ります)

4. 開票および結果の告示

イ. 開票期日 昭和33年5月19日

開票は気象庁内で行います。会員はこの開票に立会うことができます。

ロ. 開票結果の告示

開票の結果は当日発表し、かつ、天気6月号に公示します。

昭和33年2月25日

東京都千代田区大手町1の7 気象庁測器課内
日本気象学会選挙管理委員会

【付記】定数細則の役員選挙に関する条項の抜萃

細則第3章

第六条 理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 常任理事は、東京都およびその近県在住の通常会員の中から13名を、全国の通常会員が選挙する。

地方理事は、各地区毎に定められた定数だけ、各地区の通常会員が選挙する。

各地区の地方理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。

- 北海道地区(北海道)……………1名
- 東北地区(宮城、岩手、青森、秋田、山形、福島各県)……………1名
- 関東地区(東京都、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木、新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重各県)…2名
- 関西地区(大阪府、京都府、滋賀、和歌山、奈良、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、徳島、高知各県)……………2名
- 九州地区(山口、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島各県)……………1名

2. 監事は通常会員の中から2名互選される。

3. 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。

4. 他の通常会員によつて書面により理事および監事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。

5. 理事および監事は、立候補者および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。

6. 理事および監事の選挙は、それぞれ種類別に連記する無記名文書投票とする。

註 通常会員とは、A会員(会費年額1080円を納め、天気または集誌の配布を受ける者)、B会員(会費年額2040円を納め、天気および集誌の配布を受ける者)を総称したものです。